(四)	法第三十五条の二の規定が適用される建築物	（略）	（略）	（略）
		室内仕上げ表	令第百二十八条の六の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
		令第百二十八条の六の規定が適用される建築物	令第百二十八条の六に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	
(五)	（略）	（略）	（略）	（略）
(六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）	（略）	（略）
		令第百九条の二の二第一項本文の規定が適用される建築物	（略）	
		令第百九条の二の二第一項ただし書の規定が適用される建築物	防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に関する図書	令第百九条の二の二第一項ただし書に規定する計算又は実験による検証内容
		令第百九条の二の二第二項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第二項に規定する建築物の部分に該当することの確認に必要な図書	令第百九条の二の二第二項に規定することを確認するために必要な事項
		令第百九条の二の二第三項の規定が適用される建築物	令第百九条の二の二第三項に規定する建築物に該当することの確認に必要な図書	令第百九条の二の二第三項に規定する建築物に該当することを確認するために必要な事項
		令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	（略）	
	（略）			

(四)	法第三十五条の二の規定が適用される建築物	（略）	（略）	（略）
		室内仕上げ表		令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
(五)	（略）	（略）	（略）	（略）
(六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）	（略）	（略）
		令第百九条の二の二本文の規定が適用される建築物	（略）	
		令第百九条の二の二ただし書の規定が適用される建築物	防火上有害な変形、亀裂その他の損傷に関する図書	令第百九条の二の二ただし書に規定する計算又は実験による検証内容
		令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	（略）	
	（略）			